秦野市日中一時支援事業実施規則

（趣旨）

第１条　この規則は、秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１８年秦野市規則第１５号。以下「施行細則」という。）に定める日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その方法、手続、内容、費用負担等について必要な事項を定める。

（事業の実施方法）

第２条　事業は、日中一時支援が必要である者が、適切な日中一時支援が実施できる者として登録したもの（以下「事業者」という。）から日中一時支援を受けるに当たり要する費用の一部又は全部を支給することにより実施する。

　（利用対象者）

第３条　利用対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第１９条の規定により本市が介護給付費等の支給を決定する障害児・者とする。

　（日中一時支援に要する費用の額）

第４条　事業の利用１日当たりの利用時間の区分及び費用の額は、次に定めるところによる。

 (1)　利用対象者が障害者であるときは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 基　本　額 | 同一日に同一法人から別表１に掲げる他の日中活動サービスを９時間以上受けた場合の額 |
| ３０分以上１時間まで | ２，０００円 | ０円 |
| １時間を超え２時間まで | ２，５００円 | １，０００円（２時間を超えて利用する場合、１時間までごとに１，０００円を加える。） |
| ２時間を超え４時間まで | ３，５００円 |
| ４時間を超え６時間まで | ４，５００円 |
| ６時間を超え８時間まで | ６，０００円 |
| ８時間超 | ８，０００円 |

 (2)　利用対象者が、障害児及び満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までにある障害者であるときは、前号の基本額に次の表に定める障害児加算額を加えた額とする。ただし、同一日に同一法人から別表１に掲げる他の日中活動サービスを１時間以上受けた場合は、９２０円（重症心身障害児又は医療的ケアが必要となる児童の場合は、１，９２０円）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 障害児加算額 |
| ３０分以上１時間まで | １，０００円 |
| １時間を超え２時間まで | １，５００円 |
| ２時間を超え４時間まで | ２，０００円 |
| ４時間を超え６時間まで | ２，５００円 |
| ６時間を超え８時間まで | ３，０００円 |
| ８時間超 | ３，５００円 |

 (3)　前号本文の規定により加算する額については、利用者負担額算定の対象とする費用に含めない。

 (4)　利用対象者が次のいずれかに該当する者であるときは、次の表に定める区分に応じて重症心身等加算額を加える。

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第２項に規定する重症心身障害児

イ　次のいずれか２以上に該当する重複障害児・者

(ｱ)　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級又は２級に該当する障害を有する者

(ｲ)　児童福祉法第１２条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法

（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が３５以下を判定された者又は神奈川県療育手帳制度実施要綱（昭和４９年２月１日施行）に規定する療養手帳Ａ１若しくはＡ２（療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日付け厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に基づき公布された同程度の手帳を含む。）の交付を受けている者

(ｳ)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項の表の１級に該当する障害を有する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第

１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

ウ　法第５条第５項に規定する行動援護又は同条第９項に規定する重度障害者等包括支援のサービスの対象となる者

エ　医療的ケアに加え、保健師、看護師又は准看護師による特別な介助を必要とする者

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 重症心身等加算額 |
| ３０分以上１時間まで | ２，５００円 |
| １時間を超え２時間まで | ５，０００円 |
| ２時間を超え４時間まで |
| ４時間を超え６時間まで | ７，５００円 |
| ６時間を超え８時間まで |
| ８時間超 | １０，０００円 |

 (5)　利用対象者が自宅等から事業実施場所までの移送サービスを利用するときは、片道当たり５４０円とする。ただし、前号のいずれかに該当する者であるときは、９４０円とする。

 (6)　医療的ケア等が必要となる利用対象者の受入れのため、看護師を配置するときは、１事業所につき１日当たり３，０００円とする。

 (7)　利用対象者が急病等により利用を中止した場合に、関係機関との連絡調整を行ったときは、１回当たり９４０円とする。ただし、月に４回を限度とし、同一日に同一法人から他の日中活動サービスにて欠席時対応加算を加えた場合は、加算しないものとする。

　（利用の申請）

第５条　事業の利用を希望する者は、施行細則第３条に規定する介護給付費等支給申請書（第1号様式）により申請するものとする。

　（利用の承認及び通知）

第６条　前条の規定により申請があったときは、事業の利用を希望する対象者及びその者が属する世帯の状況を調査する。

２　前項の調査によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承認しないことができる。

(1)　利用対象者又はその同居の者に感染性の疾患があるとき。

(2)　医師が利用対象者の心身の状況から日中一時支援の継続が困難であると診断したとき。

(3)　利用対象者又はその同居の者から従業者に対し暴行、脅迫等の非行があったとき又はそのおそれがあるとき。

３　前２項の結果により事業の利用を承認するときは、１か月当たりの利用日数、日中一時支援の内容並びに法の例による利用者負担額及び施行細則第

２９条第４項に定める負担上限月額を決定し、地域生活支援事業利用（変更）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するとともに、地域生活支援事業受給者証（第３号様式）を交付する。

４　第１項及び第２項の結果により、事業の利用を承認しないときは、地域生活支援事業利用（変更）却下通知書（第４号様式）によりその理由を示し、申込者に通知する。

　（費用負担）

第７条　利用者は、その利用時間の区分及び利用日数に応じ、前条第３項の規定により定める利用者負担額を事業者に支払うものとする。

　（費用負担の特例）

第８条　災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、法第３１条の規定に準じた取扱いをすることができる。

２　前項の適用を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担特例申出書（第５号様式）を提出するものとする。

３　前項の規定により申出があったときは、速やかにその状況等を調査し、地域生活支援事業利用（変更）決定通知書により利用者に通知する。この場合において、特例の適用を承認しないときは、その理由を明示した地域生活支援事業利用（変更）却下通知書により利用者に通知する。

　（費用の請求）

第９条　利用者は、この規則により本市が支給する給付費に関する請求及び受領に関する権限を、日中一時支援を実施した事業者に委任することができる。

２　前項の規定により委任を受けた事業者は、当月分に係る費用について、翌月１０日までに地域生活支援事業費請求書（第６号様式）に日中一時支援事業実績記録票（第７号様式）を添付し、請求するものとする。この場合において、本市が国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項の規定により神奈川県国民健康保険団体連合会に支払に関する事務の委託をしたときは、同連合会が運営する「障害者自立支援給付費等支払システム」による請求とすることができる。

３　前項の請求があったときは、その内容を審査し、事業者にその費用を支給する。

　（事業者の登録）

第１０条　事業者の登録を受けようとする者は、地域生活支援事業実施事業者申込書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。ただし、他の市区町村で事業者の登録を受けている者が、本市で登録を受けようとする場合は、第２号から第７号までに掲げる書類に代えて、その市区町村における事業者の登録が確認できる書類を提出するものとする。

(1)　事業所の位置図・平面図等

(2)　事業計画（運営規程・提供するサービスの内容・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）

(3)　事業所の概要がわかるもの（定款・登記事項証明書（現在事項全部証明書）・賃貸借契約書）

(4)　事業所の管理者及び日中一時支援提供責任者の氏名、経歴及び住所

(5)　利用者からの苦情を解決するためにとる処置の内容

(6)　資産の状況（財産目録又は決算書、事業計画書及び収支予算書）

(7)　近隣住民への説明状況

(8)　その他事業実施能力を審査するに当たり必要となる書類

２　事業者は、第４条第４号に該当する者に対して事業を実施しようとするときは、保健師、看護師又は准看護師を、同条第６号に該当する者に対して事業を実施しようとするときは、看護師又は准看護師を配置し、及び重度障害者等支援加算体制届（第９号様式）を提出するものとする。

３　第１項の規定により申込みがあったときは、その事業実施能力を審査して、事業者としての登録の可否を審査し、地域生活支援事業者登録承認（不承認）通知書（第１０号様式）により、申込者に通知する。この場合において、事業者として承認しないときは、その通知書に理由を明示する。

４　事業者は、定款、所在地等の内容の変更又は廃止をしようとするときは、地域生活支援事業者登録（変更・廃止）届（第１１号様式）により届け出なければならない。